

り求めた有形固定資産純増の期首残高に対する割合を「年報」の28年末残高に乗じて純生産施設を求め、次に「調整項目」の項において推計済みの29年1～3月分の減価償却費を加えて総生産施設とした。

(h) 金融保険業

日銀調「経済統計月報」等より民間金融機関の営業用有形固定資産の増加額を求め、これを純生産施設とみなし、一般産業の場合と同様「調整項目」の項で推計済の金融保険業の減価償却費を加えて総生産施設とした。

(b) 在庫品増加

一般産業についてのみ推計を行った

まず、暦年分については「法人企業統計調査」の「28年年報」の期末残高と「27年年報」の期末残高との差額を増加額とした。次に、年度分については「28年年報」の残高に「季報」の28年12月末残高に対する29年3月末残高の伸びの傾向を乗じて29年度末残高を推計し、他方「27年年報」の残高に27年度推計において算出した28年1～3月分の増加を加えて28年度末残高を推計し、両者の差額を28年度の増加額とした。

(C) 個人企業

個人企業については、農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業及び運輸通信その他の公益事業についてのみ推計した。

(a) 農 業

27年度については、農林省調「農家経済調査」の「農家財産の年度内異動」中一戸当り農業所得に対する総生産施設及び在庫品増加の割合を求め、これらの割合を分配面で推計した農業個人業主所得に乗じて推計した。28年度については、現在なお上記の「農家財産の年度内異動」の内訳の計数が未発表であるため、同省調「第30次農林統計表」(28年度分)を参照してそれらの計数を推計した。

(b) 製造業、卸小売業

統計局調「個人商工業経済調査」より、従業員規模別に加重平均

(規模別ウエイトについては個人業主所得算出の場合と同様)した一業主当り営業所得に対する総生産施設及び在庫品増加の割合を求め、それらの割合を個人業主所得に乗じて推計した。

(c) 鉱業、建設業及び運輸通信その他公益事業 適当な資料がないので、27年度推計の計数を個人業主所得の傾向によつて延長推計した。

(3) 経常海外余剰及び国際収支差

経常海外余剰は、本邦の諸外国に対する経常諸収支勘定の受払の差額(本邦の諸外国に対する純貸付)であつて、わが国の諸外国に対する債権の純増加すなわち海外に対する純投資額を示すものである。

経常海外余剰は、財貨サービスの収支差、海外よりの純所得及び本邦人海外純消費の合計であり、さらにこれに純贈与を加算したものを国際収支差としている。

財貨サービスは、「商品」、「政府取引」及び「その他」の各項の合計であるが、商品は一般にいわれる貿易と非貨幣用金の移動とからなつており、政府取引は特需、防衛分担金等からなり、従来この項目に含まれていた国際機関分担金は贈与の政府項目におきかえた。その他取引は運輸、保険及びその他のサービスよりなつている。

海外よりの純所得(投資収益)は、未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支差等と、前述「その他サービス」中の特許権等の受払差額であつて、これは要素費用として分配所得に加算される。

本邦人海外純消費は観光旅行、業務旅行及び外交団経費の受払の差額である。

純贈与は個人送金、機関送金、遺贈、移住者等による個人純送金(民間取引)と資本純贈与(政府関係機関による一方的な移転)の合計である。なお、政府項目に計上されていた恩給は振替とみなして贈与の個人送金中に含め、贈与のうち民間取引を全額個人送金としてその純額を個人支出の個人送金項目として計上している。

28年度推計は、大蔵省調「28暦年国際収支表」を基礎とし、主として日銀調「外国為替月報」の28暦年に対する28年度の傾向により年度を推計し

た。

国民経済計算は英国方式によっているから、貯蓄勘定では国際収支差が計上され、国民所得と支出の勘定では経常海外余剰が計上されている。なお、経常海外余剰は従来海外純投資と称していた項目である。

(4) 政府の財貨とサービス購入

(A) 中央財政

一般会計と特別会計からなる。一般会計の財貨とサービス購入は「各省、各庁歳出決算報告書」に基いて、各所管別に、支出済額に基いて推計した。特別会計は企業特別会計と非企業特別会計に区分される。企業特別会計とは、造幣、印刷、国有林野等一般にその会計の経常的収入がその費用をおおむねカバーし得る様な会計であつて、公社になつてからの専売、国鉄、電々は以前と同様に企業特別会計に含まれる。残余のすべての特別会計は非企業特別会計に属し、これは貿易特別会計、融資特別会計、保険特別会計、整理特別会計等に区分することができる。特別会計の財貨とサービス購入は「特別会計決定計算書」に基いて推計した。

(a) 一般会計

一般会計の財貨とサービス購入は、その支出済歳出総額から、財貨とサービス購入に見合わない金額を控除して推計した。控除項目の概要は次の通りである。

(イ) 会計間重複 一般会計と特別会計又は地方財政との重複分であつて、特別会計への繰入金（出投資、損失補償等のための繰入金を除く）、地方財政に対する補給金（地方財政平衡交付金等であつて、公共事業費補助金等は含まれない）等からなる。なお、前回推計まで本項目に含まれていた文部省所管（28年度は農林省所管）から学校給食費としての食糧管理特別会計への繰入額は、今回推計から昭和27暦年にさかのぼつて振替支出へ移し替えた。これは、個人消費支出の水準を見る場合、学校給食費のような経常的経費はこれを算入する必要があるが、現行では個人消費支出には個人負担分のみが含まれているに過ぎないため、今回推計より、国庫負担分を加えることとし、従つて個人振替

所得にも算入することとなつたので、これに見合つて、学校給食費としての食糧管理特別会計への繰入分を振替支出の項目へ移した。

(ロ) 価格調整費 輸入食糧に対する価格差補給金として農林省所管から食糧管理特別会計へ繰入れた額を計上した。この項目は次の損失補償とともに国民総生産費における補助金を構成する。

(ハ) 損失補償 特別会計及び政府機関に対する損失補償のための繰入金並びに民間又は半官半民の諸団体及び諸会社への損失補償のための支出を含む。なお、前回推計まで控除項目中「その他」の項目に含まれていた各種利子補給金のうち損失補償のための補給金とみなされるもの及び諸団体交付金等は今回の推計より本項目に含めることとした。

(ニ) 出資及び投資 特別会計又は政府機関への資金の繰入、貸付金、特殊会社に対する出資金、払込金、貸付金のほか、生産資金貸付金、海外移住貸付金、育英資金貸付金等が含まれる。

(ホ) 振替支出 個人に対し無償で交付される支出であつて、生活保護費、年金及び恩給等が含まれる。個人所得における振替所得は、このほか社会保障関係の保険のうち政府の管掌する保険給付金、赤字公債利子等を含み、従つてここにいう振替支出とは若干範囲を異にする。

なお、学校給食費については、(イ)に述べた通りであるが、このほか前回推計まで本項目に含めていた災害救助費、婦人保護費、身体不具者保護費及び児童保護費等は政府の財貨サービス購入に含めることとし、他方、退職手当を新たに推計して本項目に含めた。

(ヘ) 国債費 一般会計から国債費として国債整理基金特別会計へ繰入れた額である。

(ト) その他 控除すべき項目であるが、以上のいずれにも属さないもの、又はその区分の困難なもの等が含まれる。なお、前回推計まで本項目に含まれていた各種利子補給金、交付金等は、損失補償へ移し替え、他方防衛分担金等（終戦処理費、平和回復善後処理費、安全保障諸費、防衛分担金、国際分担金等が含まれる）を新たに控除項目として本項目

に含めることとした。これは、今回推計方法を改訂するにあたって、これらを国際収支面において調整することとしたためであつて、この計数から解除物件売払代（一般会計の収入面に表れる）を差引いた額は海外に対する純支出として、政府収支の支出項目に計上される。

(b) 非企業特別会計

非企業特別会計の財貨とサービス購入は、一般会計と同様に、支出済歳出額から次にあげる控除項目を差引く事によつて推計した。すなわち、各特別会計毎に経常費を算出し、これを合計することによつて得られるわけである。

(イ) 保険給付金 保険会計にみられる項目であつて、保険払戻金もここに計上する。

(ロ) 他会計繰入 特別会計から一般会計又は他の特別会計への繰入額すなわち会計間重複である。

(ハ) 他勘定繰入 同一会計間において、例えば、厚生保険特別会計に健康勘定、年金勘定、業務勘定があるように、いくつかの勘定がある場合の勘定間重複である。

(ニ) その他 交付金、貸付金、賠償×還及び払戻金等が含まれる。

(c) 企業特別会計

民間諸企業とその取扱いを同一にし、分配国民所得に官業剰余等として所得を計上するほか、ここではその固定資産、在庫品の純増減、及び減価償却費の合計額を企業特別会計の財貨サービス購入とした。

推計方法は各企業特別会計に共通で、次の通りである。いま固定資産をA、土地をB、在庫品をC、減価償却費をDとすれば、（減価償却費を除きいずれも各一定期間末残高である）

$$\{(A_t - B_t) + C_t\} - \{(A_{t-1} - B_{t-1}) + C_{t-1}\} + D_t$$

= t 期間における財貨サービス購入額

但し、固定資産額は、減価償却引当金の控除済額であり、減価償却費は、国有鉄道の場合は特別補充取替費を含み、又食糧管理特別会計の

様に減価償却を行っていない会計については支出済額によつて推計するという原則に従い、あるべき減価償却費を殊更に推計するという様な事は行われていない。なお、国立病院特別会計については、同会計がほとんど独立採算制を取り、国立療養所等と異つて殊更に特別会計とされている事から、これを企業特別会計として取扱う事も考えられたが、国連基準案に基いて従来通り非企業として取扱う事とした。又、今回の推計から、政府機関（開銀、輸銀及び各金融公庫）を企業会計として取扱う事とした。

(B) 地方財政

普通会計、事業会計及び収益会計に区分される。普通会計は中央財政の一般会計に相当するものであり、事業会計は、電気、ガス、水道、軌道等からなる企業特別会計であり、収益会計は国民健康保険、競馬、競輪等からなる非企業特別会計である。財貨サービス購入の推計にあつては、自治庁調「地方財政概要」及び「地方財政の状況報告」に基き、普通会計及び収益会計についてはそれぞれの経常費並びに直接建設投資額を、事業会計についてはその新投資額を、それぞれ計上した。

(a) 普通会計

中央財政の一般会計と同様に、支出済歳出総額から財貨サービス購入に見合わない金額を差引いて推計した。控除項目の概要は次の通りである。

(イ) 会計間重複 今回の推計から新設された項目であつて、従来の国支出金及び県支出金のほか、事業会計及び収益会計への繰入金が含まれる。他会計への繰入金は、自治庁より本年になつて刊行された資料によつて加える事が出来たもので、27年度にさかのぼつて推計された。

(ロ) 振替支出 生活保護費と恩給の合計額であつて、生活保護費は、地方の支出額から国庫補助金を差引いた額、恩給は、自治庁資料計上額がそれぞれ計上される。なお、今回の推計から退職手当を算出してこれに加える事とした。

(ウ) 公共団体工事費分担金 国の直轄する公共事業中に含まれる地方財政の分担金であつて、財貨サービス購入に含まれるために控除される。計数は国の歳入面に表れる公共団体工事費分担金が計上される。

(ニ) 公債費 中央財政における国債費に相当するものであつて、事務費を除いた支出額全額であるが、今回の推計より赤字国債利子推計上の便宜のため、元金償還金、公債利子、一時借入金利子の三項目に区分して計上することとした。

(ホ) その他 今回の推計にあつて新に設けられた項目であつて、出資金、貸付金及び寄附負担金が含まれる。いずれも本年において自治庁より刊行された資料によつて加える事が出来たもので、27年度にさかのぼつて推計された。なお、地方財政の支出する補助金のうち、損失補償のためのもの等は本項目に含まれるべきものであるが、その内訳に関する資料を全く欠いているため、ここには計上していない。

(b) 事業会計

中央財政における企業特別会計と同一の取扱いをすべきであるが資料が極めて不十分であるため、自治庁資料に示される事業会計支出総額の内訳のうち、臨時的経費（事業会計における新投資に充当される部分とする）を新投資分即ち財貨サービス購入として計上することとしている。従つて、その固定資産又は在庫品の増減、減価償却費等の内訳は作成されていない。なお、昭和28年度については、地方財政概要等が未発表のため、昭和26、27両年度の計数を延長して推計したが、昭和29年末頃までに地方公営企業法に基く貸借対照表その他の資料の発表が行われる見込であるから、これに基づいて改算する事が出来る予定である。

(参考) 政府の資本形成について

ここにいう政府は、中央財政及び地方財政からなるが、政府の財貨とサービス購入の場合と異り、中央財政は一般会計及び非企業特別会計における直接建設

投資のための支出並びに企業特別会計における固定資産、在庫品の増減及び減価償却費によつて、又地方財政は普通会計における直接建設投資（収益会計におけるそれも計上すべきであるが、資料を欠くために現在推計していない）及び事業会計における新投資分によつて、それぞれ構成される。なお、使用した資料は財貨サービス購入の場合と同様である。

(A) 中央財政

(a) 一般会計 一般会計における直接建設投資のための支出の内訳は、これを大別すれば次の通りである。

(イ) 公共事業費 公共事業費は失業対策及び生産増強を目的として国の直接又は補助により、国又は公共団体によつて行われるものであつて、昭和21年5月連合軍司令部の指示に基いて、一般会計の重要費目として表れたものであるが、昭和28年度については、その範囲は次の様に限定されている。(I) 国土の維持、保全として河川、山林事業、(II) 公共土木施設の建設改良事業として道路、都市港湾事業、(III) 公共的性格を兼ねた産業施設の建設改良事業又は産業助成事業として漁港、林道、造林事業等、(IV) 上記諸施設の災害復旧事業である。但し、以上の内訳のうち、事務費、調査費、計画費等はいずれも控除される。

(ロ) 住宅対策費 この項目は、昭和24年「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」に基いて、同年以降公共事業費から分離された公務員宿舎施設費と、昭和28年度からの新設費目として公共事業費から分離された住宅施設費、北海道住宅施設費、住宅災害復旧事業費等からなり、いずれも土地購入費、事務費等は控除される。

(ハ) 失業対策事業費補助 この経費は、昭和24年「緊急失業対策法」に基いて地方公共団体が実施する事業に対して補助するため必要な経費であつて、一定の補助率によつて毎四半期毎にその実施計画が決定されることになつている。事務費等の控除は前二項と同様である。

(ニ) 以上のほか、官庁営繕費（「官庁営繕法」に基き国の使用する庁舎等の新営及び増築のためのもので、国会、裁判所、法務省、建設省所管に夫々計上される）、文教施設費（昭和26年度より文部省所管に移し替え

られたもので、国立、公立の文教施設の整備に使用される)、食糧増産対策費(土地改良事業費、開拓事業費、農業災害復旧事業費、農業機械整備費等が含まれる)等がある。いずれも、事務費、調査費、計画費等は控除される。

- (b) 非企業特別会計 保険特別会計における公務員宿舍施設費、病院及び療養所等の新営、増築費、国営競馬特別会計における新営費、特定道路整備事業における道路事業費等からなる。
- (c) 企業特別会計 政府の財貨とサービス購入の場合と同一であつて計数をそのまま移し替えた。

(B) 地方財政

- (a) 普通会計 臨時的経費として掲げられる次の諸項目を計上している。
 - (i) 公共事業費 国庫の補助を得て地方の行う事業であつて、河川、道路、山林、開拓等の一般公共事業、住宅、厚生、文教施設等のための公共事業、及び過年度分、現年度分の文教災害復旧、上下水道災害復旧等の災害公共事業からなる。
 - (ii) 失業対策事業費 地方の支出した総経費から労務費及び事務費は $\frac{3}{5}$ 、資材費は $\frac{1}{5}$ の国庫補助を差引き、更に地方分の事務費を控除する。
 - (iii) 単独事業費 地方単独の事業であつて、過年度分及び現年度分の災害復旧事業費、公共事業費査定削減に伴う単独事業振替分、火災復旧事業費等からなる単独災害復旧費と中学校生徒増加に伴う学校建築費の増加分が含まれる。
- (b) 収益会計 資料欠如のため現在推計を行っていない。
- (c) 事業会計 政府の財貨サービス購入の場合と同一であつて計数をそのまま移し替えた。

(三) 政府収入等

(1) 中央財政

特定の財貨及びサービスの取引量又は取引高と関連するか、又は特定の個人、会社等の所得若しくは資本本源と関連するかにより、すなわち税

の転嫁が予想されるか否かによつて、租税収入を間接税と直接税に区分し、

百格 税を更に個人税及び法人税に区分した。税外諸負担もこれにならつた。又、計数は支払主義に基いて決算書より求め、暦年推計に用いた四半期分割は、国税庁調「租税及び印紙収入収入額調」によつて求めた。なお、財政収支勘定に計上する場合は、租税払戻金を控除した額を求めて計上している。

(A) 個人税及び税外負担

個人税としては、所得税、相続税及び富裕税を計上し、税外負担には個人税的性質を有するものとして、免許及手数料、懲罰及没収金、弁償及違約金のうち個人分とみなされるもの、当籤金付証券売上収入、競馬、競輪、小型自動車、モーターボート等の納付金、授業料収入及び国立病院収入のうち実費患者による収入分を計上した。なお、今回の推計から租税払戻金のうち個人分とみなされるものを控除して財政収支勘定に計上することとした。

(B) 法人税及び税外負担

法人税としては、法人に直接賦課されて経費に転嫁されない法人税のみを計上し、税外負担には免許及手数料、懲罰及没収金、違約及弁償金の法人負担分及び日本銀行納付金を計上した。

昭和27年度報告の推計と異なる点は、住宅金融公庫、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫、中小企業公庫等の納付金を除外したことであり、なお、今回の推計から租税払戻金のうち法人分とみなされるものを控除して財政収支勘定に計上することとした。

(C) 間接税及び税外負担

間接税としては、酒税、砂糖消費税、再評価税、物品税、揮発油税、取引所税、有価証券税、通行税、関税、屯税等を計上し、税外負担には印紙収入、専売益金、税関雑収入等を計上した。

(2) 地方財政

租税収入、税外諸負担の区分は中央財政に準じて自治庁調「地方財政概要」その他を資料として推計した。

(A) 個人税及び税外負担

個人税としては、市町村民税のうち所得割及び均等割の個人分を、税外負担には府県税の狩猟者税、市町村税の自転車税、荷車税の個人負担分、使用料収入のうち授業料及び幼稚園保育所収入、前記二項目以外の使用料、手数料収入のうちの個人負担分及び分担金、負担金のうち個人負担分等を計上した。

(B) 法人税及び税外負担

法人税としては、市町村民税のうち所得割及び均等割の法人分を計上し、税外負担には、市町村税の自転車税、荷車税の法人負担分及び分担金、負担金収入の法人分を計上した。

(C) 間接税及び税外負担

間接税としては、府県税の事業税、特別所得税、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉾区税等の普通税、法定外普通税、及び目的税、並びに市町村税の固定資産税、電気ガス税、鉾区税、木材取引税、入場税等の普通税、法定外普通税、及び水利地益税、共同施設税等の目的税等を計上し、税外負担としては、使用料、手数料収入のうち個人負担分を差引いた額を計上した。

(3) その他

(A) 官公事業剰余

中央財政の印刷局、造幣局、食糧管理、国有林野、アルコール事業、郵政事業、専売公社、国有鉄道、電々公社並びに地方財政の電気、ガス、水道、軌道等の事業会計を官公事業の範囲とし、大蔵省主計局並びに自治庁調による決算書又は決算見込に基いてその損益を計上した。但し専売益金として一般会計の歳入に計上される分については間接事業税として取扱うこととし、剰余より控除して推計した。なお、今回の推計から政府機関（開銀、輸銀及び各金融公庫）も官公事業に含める事とした。

(B) 政府賃貸料収入

中央財政については、決算書に基いて一般会計収入のうち官有財産賃付料、特別会計の寄宿料、土地家屋賃貸料等を計上し、地方財政につい

ては、自治庁調「地方財政概要」の決算額によつて財産収入より財産払下収入を控除したものを推計した。但し、地方財政分においては資料の関係から利子収入が含まれている。

(C) 政府利子収入

中央財政は、決算書により一般会計歳入のうち利子収入及び配当金収入を、特別会計については企業特別会計以外の各特別会計の利子収入を計上し、支払利子を控除した。

(D) 社会保険に対する負担金

健康保険、厚生年金、労働者災害保険、失業保険等の保険料の、被備者及び備主双方の負担、恩給法納付金、共済組合の掛金等をいうが、この推計にあつては、各社会保険特別会計の保険料収入はその特別会計の決算書により、恩給法納付金は一般会計の決算書により、共済組合掛金は共済組合月報によりそれぞれ推計した。なお、社会保険の被備者負担と備主負担の割合はそれぞれの社会保険法の負担規定によつた。

(E) 振替所得

社会保障的な経費のうち各種社会保険の給付費並びに生活保護費、恩給、年金等の諸給付から成る。社会保険については、健康保険、労働者災害保険、厚生年金、船員保険、失業保険等の給付費及保険金を特別会計の決算書により、生活保護費については、一般会計決算書及び自治庁調「地方財政、歳入歳出決算額調」により、恩給年金については、一般会計決算書及び自治庁資料により、官業共済組合の給付費については、同組合の決算書によりそれぞれ推計した。又、赤字公債利子は個人保有分に対する支払額をそれぞれ計上した。

なお、今回の推計から、学校給食費（政府の財貨サービス購入の一般会計の会計間重複の項参照）、退職手当（一般、特別両会計の決算書及び自治庁資料により推計）を新たに加えることとした。

(F) 赤字公債利子

前回推計まで、赤字国債利子は内国債に限り、昭和24年日銀調による

全国債に対する赤字国債の比率により推計したが、今回の推計から、国債（内国債、外債、短期証券）、地方債（地方債、一時借入金）の利子額のうち、当課において企業会計とみなすものの支払う利子のみを黒字公債利子とし、他はすべて赤字公債利子として個人所有分の比率を乗じて振替所得に計上した。なお、推計にあたって、前回までは国債現在高に平均率を乗じていたが、今回は国債整理基金特別会計の支払済額、「地方財政概要」に基く公債利子額によつて算出した。

(G) 海外への純支出

この項目は、今回の推計から新たに設けられたもので支出側に立てられるものであるが、便宜上ここに記載することとした。その推計は、政府の財貨サービス購入推計の際、一般会計の控除項目「その他」に含まれた防衛負担金等（同項参照）から解除物件売払代を差引いた純額を得ることによつて行われる。なお、この項目の推計は27曆年にさかのぼつて行つた。

(附) 27年度推計の改訂について

今回の28年度推計にさいして、従来の推計方法を改訂した部分があり、それに伴い27年度についても改訂を行つた。又、27年度推計にあつて適当な資料が得られないまま暫定的に推計した部分についても確定計数等により改訂を行つた。従つて、27年度の従来発表した計数（「旧推計」と称する）と今回発表する計数（「新推計」と称する）との間に相当の相違がみられるので、改訂した主要点について簡単な説明を附することとした。

(一) 国民総生産費

(1) 分配国民所得

(A) 勤労所得

勤労所得は、旧推計の2,492.1十億円に対し、2,431.7十億円で60.4十億円減少した。

この減少の理由は、第一は、農業において「農家経済調査」の従来用いていた全府県平均をやめて全国平均の計数を利用したことである。

第二は、農林水以外の産業の賃金俸給の推計において、従業員一人当たり平均賃金を求める場合、「毎月勤労統計」の現金給与額中に常勤重役の給与が含まれていることが判明したので、この部分を推計したことである。

第三は、日雇についての推計方法を全面的に改訂し、前述28年度推計と同様の方法によつたことである。これは旧推計で使用した「毎勤」の「毎月きまつて支給する給与」は日雇に対するものとしては過大であり、上述「毎勤」で行つている「臨時及び日雇労働者一日当り現金給与」の調査の方がすぐれていると認められたからである。

その他重役俸給、チツプ等につき前述28年度推計の方法に改訂し、また暫定計数をできるかぎり確定計数にあらためた。

(B) 個人業主所得

個人業主所得で旧推計の2,222.1十億円が新推計の2,186.0十億円と36.1十億円減少しているのは、第一は、農業について勤労所得の項で説明したと同様の改訂を行つたことにより、第二は、農林水以外の各産業の個人業主所得中製造業及び卸小売業以外の産業について28年度分について前に説明したような改訂を行つたためである。なお、27曆年分の各産業の四半期分割の指数は、28年度分について説明したものとほぼ同様であるが、サービス業については個人消費支出中雑費の傾向によつた。

(C) 個人賃貸料所得

個人賃貸料所得は、旧推計の49.5十億円に対し新推計で48.5十億円と1.0十億円減少したが、これは宅地地代及び家賃について、28年度推計と同様の方法で全面的に改訂したほか、新たに得られた確定計数により修正したからである。

(D) 個人利子所得

個人利子所得が旧推計の81.4十億円から1.4十億円減少したのは、貨幣利子の推計にあつて各金融機関中資金運用部に関する計数を郵便貯金特別会計の計数にあらためたため大幅に計数が減少し、このため赤字

昭和27年度分配国民所得新旧推計対照表

(単位10億円)

| 区 分 項 目 | 旧 推 計 A | 新 推 計 B | (B - A) |
|-----------------|------------|------------|---------|
| 分配国民所得 | 5,282.4 | 5,195.4 | △ 87.0 |
| 勤 労 所 得 | 2,492.1 | 2,431.7 | △ 60.4 |
| 賃 金 及 俸 給 | 2,279.2 | 2,226.6 | △ 52.6 |
| そ の 他 | 212.9 | 205.1 | △ 7.8 |
| 個人業主所得 | 2,222.1 | 2,186.0 | △ 36.1 |
| 個人賃貸料所得 | 49.5 | 48.5 | △ 1.0 |
| 個人利子所得 | 81.4 | 80.0 | △ 1.4 |
| 法 人 所 得 | 427.6 | 473.0 | 45.4 |
| 官公事業剰余等 | 18.2 | 35.9 | 17.7 |
| 海外よりの純所得 | △ 8.5 | △ 11.0 | △ 2.5 |
| (控除)政府と消費者の負債利子 | - | 48.7 | 48.7 |

(2) 調整項目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は旧推計の361.5十億円が375.0十億円へと13.5十億円増加したが、これは減価償却費について個人住宅分が個人賃貸料所得の改訂に伴い修正されたほか、官業等について確定計数に基き所要の改訂を行ったからである。

(B) 補助金

補助金が旧推計の48.5十億円が50.7十億円へと2.2十億円増加したのは、決算額によつたほか、災害関係の利子補給金その他を損失補償とみなして加えたためである。

(C) 間接事業税

間接事業税は、旧推計の605.2十億円が626.6十億円へと21.4十億円増加したが、これは地方財政分を決算書の確定計数によつて改訂したためである。

公債利子等を控除しなくても総額において減少する結果となつたからである。郵便貯金特別会計の計数を利用することとしたのは、この方が個人分利子所得として把握する上に適当と考えられたからである。

(E) 法人所得

法人所得は、旧推計の427.6十億円から473.0十億円へと45.4十億円の大増の増加を示した。

これは、次に述べるように全面的な改訂を行つたためである。

第一は、退職引当金、価格変動準備金等の課税上の措置により、国税庁調「会社表」等の税務統計資料により求められる法人の利益は、法人の生産する附加価値より低かつたのであるが、今回新たに資料が得られたので調整したことである。

第二は、免税所得を追加し、開銀の納付金は官公事業剰余等へ組替え、又日本放送協会の所得を加えたことである。

第三は、会社表の集計期間がその年2月から翌年1月までであるのを年度分に調整したことである。

以上の主な改訂のほか、法人税等を確定計数によつて修正した。

(F) 官公事業剰余等

官公事業剰余等が旧推計の18.2十億円から35.9十億円へと17.7十億円増加したのは、決算額の計数によつたほか、新たに開発銀行、輸出入銀行、農林漁業金融公庫等を政府関係機関としてその剰余を計上し、また地方企業分も計上することとし、さらに、赤字公債利子を「政府と消費者の負債利子」項目の新設に伴い、本項からは控除しないこととしたためである。

(G) 政府と消費者の負債利子

今回よりこの項目を控除項目として新たに追加し、従来個人利子所得及び官公事業剰余等において赤字公債利子を控除していたのをやめることとした。但し、消費者負債利子は全く新たに計上することとなつたのである。この推計方法については28年度推計の項に述べておいた。

(二) 国民総支出

(1) 個人消費支出

旧推計の3,783.4十億円が新推計では3,762.9十億円と20.5十億円減少したが、これは第一に、住居費が個人賃貸料所得の改訂に伴い修正され、第二に雑費に28年度推計の項で前述したような控除項目を新設したことによつている。

(2) 国内民間総資本形成

旧推計の1,244.1十億円が1,187.0十億円へと57.1十億円減少したのは、生産者耐久施設と在庫品増加について確定計数による整理を行つたためである。

(3) 海外経常余剰

旧推計の1.8十億円が79.5十億円と77.7十億円増加したが、これは従来財政支出の面から把握した防衛分担金等の計数を大蔵省調「国際収支」の計数におきかえ、このほか国際機関分担金を贈与として処理する等計数及び項目について若干の整理を行つたためである。

(4) 政府の財貨とサービス購入

旧推計の1,142.5十億円が1,152.9十億円と10.4十億円増加したが、これは中央財政について政府関係機関の分を加え、防衛分担金等を控除し、地方財政について収益会計（競馬、競輪等）を新たに設け、事業会計への普通会計からの繰入金及び出資金、寄附金等を控除し、さらに決算書の確定計数に基いて計数を整理したためである。